

No. 162(2019/3)

3月26日の欧州議会にて、先の“Trilogue”で合意された指令案が、賛成348/反対274で採択された。その指令案が公開されたので、条名等を修正するとともに、以下の誤りを訂正する。修正点は赤字で示している。

—テキストマイニングを許容する権利制限のうち、行為者を限定しない4条（元の記事では3a条）については、これに反する内容の契約は無効とはならないので訂正する（7条。元の記事では6条）。

—脚注9にて、アクセスが月に平均500万人以下のプロバイダに関する記述をしたが、執筆者の見落としであり条文に規定されていることから訂正する（17条6項）
指令案は、改めて閣僚理事会での採決を経て成立する。

EU デジタル単一市場における著作権に関する指令案

Directive of the European Parliament and of the Council on Copyright in the Digital Single Market

—閣僚理事会・欧州議会・欧州委員会の調整を経て**成立**—

亀井 正博（SOFTIC 専務理事）

数年にわたり議論されてきた、EUの新たな著作権指令案が欧州閣僚理事会・欧州議会・欧州委員会での調整で合意され、成立するか否かという状況となった。言うまでもなく巨大経済圏であるEUで規定される法制度等は、これまでの個人情報保護や環境保護の規制等を見てもわかる通り、世界に大きな影響がある。本号では合意指令案の概略を伝えたい。

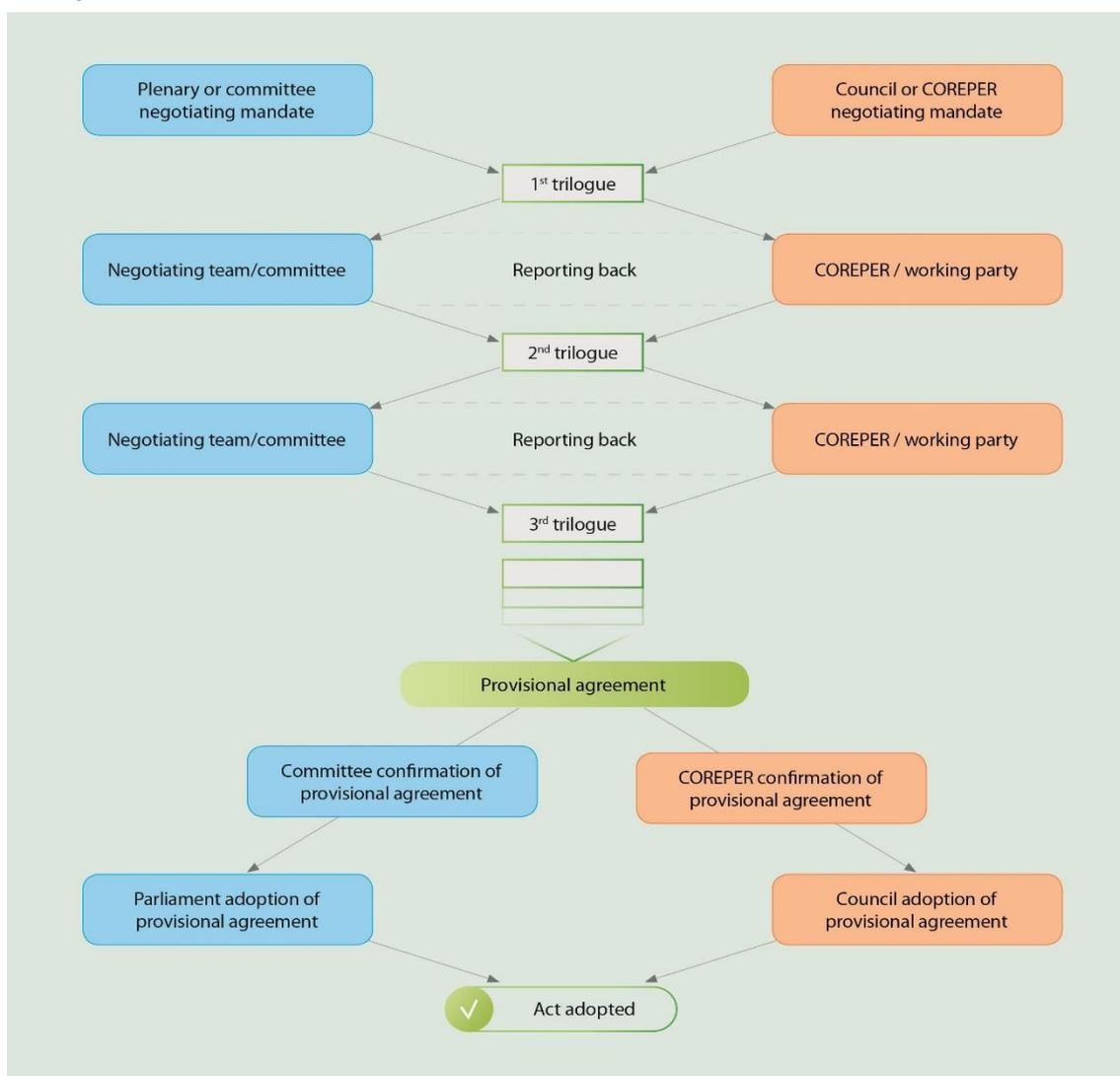
1. 経緯

EUでは2015年に、成長戦略として「デジタル単一市場」（Digital Single Market）の実現を掲げ、その実現に必要となる加盟各国の法規制他の社会環境の統一に向け、施策を提示した。日本でもよく知られた個人情報保護のための一般データ保護規則（GDPR）の実施もその一つである。著作権法については、2001年の著作権指令¹での統一が図られたが不十分だとの指摘があり、EU全域での商品やサービスへのオンラインアクセス

¹ Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council. of 22 May 2001

の向上のための施策領域のものとして、著作権指令を補完し、各国著作権法のより一層の統一を目指す指令の策定が予定された。

欧州委員会は指令案²を作成し、2016年9月14日に閣僚理事会と欧州議会に回付したが、閣僚理事会は2018年5月25日に修正案³を採択、一方の欧州議会では2018年7月5日に委員会指令案を否決、改めて検討の上、9月12日に修正案⁴を採択した。その後、閣僚理事会・欧州議会・欧州委員会で構成される非公式の“Trilogue”と称される協議に付議されて調整がなされたところ、2019年2月13日に暫定的に合意に達したと発表された⁵。



(European Parliament Ordinary Legislative Procedure
<http://www.europarl.europa.eu/ordinary-legislative-procedure/en/interinstitutional-negotiations.html>)

² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52016PC0593>

³ <https://www.consilium.europa.eu/media/35373/st09134-en18.pdf>

⁴

<https://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P8-TA-2018-0337+0+DOC+XML+V0//EN>

⁵ <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2019/02/13/eu-copyright-rules-adjusted-to-the-digital-age/>

その後、2月20日に閣僚理事会が合意案を正式に支持したと伝えられ、また2月26日には欧州議会法務委員会で合意案が16対9で支持されており⁶、欧州議会全体の採決に付議される予定となっている。次の欧州議会全体会合は、3月25-28日に予定されている。法務委員会の採決結果を見ても反対の立場を表明する議員は少なくなく、議会での投票結果が注目される。なお、EUの立法プロセスでは、仮に欧州議会で否決されても、案を修正の上、第2読会に進み検討が重ねられる。**(本補遺修正版で述べる通り、3月26日に採択された。)**

2. 注目される規定の概略

(1) 権利制限規定

以下に示す権利制限規定の導入について規定している。**以下の②による行為(行為者を限定しないテキスト/データマイニング)を除き**、それらの権利制限に反する内容の契約は執行できないとされている(7条)。この点はわが国の著作権法に比較して、より明確であるといえる。

① 科学的研究目的のテキスト/データマイニングのための権利制限(3条)

科学的研究のために、研究機関、文化遺産のための機関がテキスト/データマイニングを行うために、合法的にアクセス可能な著作物等⁷の複製、抽出(extraction)を許容する権利制限を加盟国の義務としている。作成された複製物は、科学的研究や研究結果の検証のために、一定のレベルのセキュアな環境に保存してよい。権利者は必要十分な限度で、ネットワークやデータベース上でセキュリティ、同一性を確保するための措置を講ずることが許容される。

ここで「研究機関」は、大学、研究所その他科学的研究等を主たる目的とするあらゆる機関であって、非営利の機関もしくは利益が全て科学的研究に再投資される機関、または加盟国によって認められた公益的な使命を果たす機関とされる(2条(1))。また文化遺産のための機関とは、公にアクセスが利用可能な図書館、美術館、各種アーカイブとされる(2条(3))。またテキスト/データマイニングは、自動化された手段によるものと定義されている(2条(2))。

この規定は、多少の文言の修正がなされているが欧州委員会提案にあったものである。

② テキスト/データマイニングのための権利制限(4条)

3条に加えて、行為者を限定せず、テキスト/データマイニングのために合法的にアクセス可能な著作物等の複製、抽出を許容する権利制限を各国の義務としている。3条とは、権利者が適切な方法で著作物等の使用について明に留保していないことを条件としている点、作成された複製物の保存に関してテキスト/データマイ

⁶ http://www.europarl.europa.eu/cmsdata/161227/2019.02.26_Result%20of%20roll-call%20vote.pdf

⁷ 本指令案では、著作物、隣接権の対象物のほか、sui generis rightにより保護されているデータベースも含まれている。本稿で「著作物等」とするのはこれらの総称である。

ニングに必要な限りとしているのみでセキュアにするといった要件は付されていない点にも相違がある。

欧州委員会提案にはなかったが、閣僚理事会、欧州議会ともに修正案を提案したものであるが、理事会・議会の修正案ではいずれも、規定導入は各国の裁量に委ねられていた (**may provide**) が、各国の義務 (**shall provide**) として規定されている点は注目される。わが国が先んじて権利制限を置いたことも無縁ではないのではないか。

③ デジタルで越境して行われる教育における使用のための権利制限 (5 条)

非営利の教育における説明を唯一の目的として、教育機関の責任の下でその施設内や教師・生徒のみがアクセス可能なセキュアな電子的環境を通じて、著作物等のデジタルによる使用を許容するよう権利制限の規定を各国の義務としている。ただし、市場においてそれら著作物等のライセンスが容易に得られる場合には権利制限を適用しないことを定めてもよく、また使用に対する補償金の支払いを定めてもよいとされている。この規定は、多少の文言の修正がなされているが欧州委員会提案にあったものである。

④ 文化遺産の保存のための権利制限 (6 条)

文化遺産のための機関に、文化遺産である著作物等の保存のための複製を許容する権利制限の規定を各国の義務としている。なお、文化遺産の使用に関しては、下記の通り、8 条以下にライセンス契約等に関して多く規定している。

また、当該機関に認められる複製行為について、前文において、目的達成のために機関自身が行わなくとも、その責任の下で第三者に代理させてもよいとされている (前文 28)。この前文は閣僚理事会修正案が採用されたものである。

(2) 記事の使用に関する出版者の権利の付与 (15 条)

各国は、記事の出版者に、情報社会サービス提供者によるオンラインでのその記事の使用について、複製権と、公衆による利用を可能とする権利 (“**right to authorise or prohibit the making available to the public**”日本法でいう送信可能権に近い) を付与しなければならない。ただし、これらの権利は、個人による私的もしくは非商業的な記事の使用には適用してはならない。またハイパーリンクには (“**communication to the public**”ではないので) 適用されず、記事の個々の単語やごく短い抜粋 (“**very short extracts**”) にも適用されない。保護期間は記事の公表された翌年の 1 月 1 日から 2 年間である。

俗に“**link tax**”とも称され、最も物議をかもしてきた条項の一つである。元の欧州委員会提案では、ハイパーリンクへの不適用は前文 33 で言及があったが、権利は「デジタルでの使用全体」に及び「記事の個々の単語やごく短い抜粋には適用されない」とは言及されておらず、行為主体も「情報社会サービス提供者」との限定はなく、また保護期間は 20 年となっていた。これに対して閣僚理事会の修正案では、「情報社会サービス提供者」による「オンラインでの使用」に限定、また「実質的ではない部分の使用への

非適用」や、保護期間は1年が提案された。欧州委員会からは、保護期間は5年と提案された一方で、「情報社会サービス提供者」による使用を対象とし、「個人的または非営利の正当な使用を妨げない」といった対象の限定が提案されていた。

現在の指令案でも“very short extracts”には曖昧性があり、スニペット表示に対して権利行使の可能性が残るのではないかという点など、このまま採択されるのであれば、今後どのように解釈、運用されるのかが注目される。

(3) 「オンライン・コンテンツ・シェアリング・サービス・プロバイダ」による使用 (17条)

まず、様々な義務を負う「オンライン・コンテンツ・シェアリング・サービス・プロバイダ」は、営利目的で行われる、利用者がアップロードする大量の著作物等を蓄積し公衆にアクセスさせることを主な目的とするサービスの提供者と定義されている。非営利のオンライン・エンサイクロペディア、非営利の教育・研究用リポジトリ、オープン・ソース・ソフトウェア開発・共有プラットフォーム、電子通信 (2018/1972 欧州電子通信法指令による)、オンライン・マーケット・サービス、B2B クラウド・サービス、利用者自身のためにアップロードができるクラウド・サービス等の提供者は含まれない (2条 (6))。該当性については、“case-by-case basis”での判断とされている (前文 63)。

各国は、「オンライン・コンテンツ・シェアリング・サービス」にて利用者がアップロードした著作物等に公衆がアクセスできるようになっている場合には、当該「オンライン・コンテンツ・シェアリング・サービス・プロバイダ」が、公衆送信行為、公衆による利用を可能とする行為をなしているものと規定しなければならない。従い、「オンライン・コンテンツ・シェアリング・サービス・プロバイダ」は、ライセンス契約などによって関係する権利者から許諾を得ることとなる (前文 64)。利用者が公衆送信等の行為の許諾を権利者から得ている場合には、プロバイダの行為は適法となるが、利用者が必要な権利許諾を得ているかどうかについて、プロバイダに有利に推定されることはない (前文 69)。

当該プロバイダは、ホスティング・プロバイダとしての免責 (2000/31/EC 情報社会サービス、とりわけ電子商取引に関する指令による) を受けられず、著作権者等の許諾のない場合には、(a) 許諾を得ようと最善を尽くした、かつ (b) 業界標準に照らして高度な注意を以て、権利者が適切かつ必要な情報を提供した特定の著作物等を確実に利用できないようにするために最善を尽くした、かつ、いかなる場合にも (c-1) 権利者からの十分に立証された通知に従い、当該著作物等の削除またはアクセスできないように迅速に行動し、(c-2) 将来のアップロードを防止するために最善を尽くしたことを立証できない限り、公衆送信に関する責を負うとされている。これら義務を果たしているかの判断においては、(x) サービスの種類／視聴者／サイズ、アップロードされた著作物等の種類、(y) 適切かつ効果的な手段の利用可能性とプロバイダのコストがとりわけ参酌される。なおこれらの義務については、サービス提供から3年以内で売上高が1000万ユー

ロ以下のプロバイダについては、上記(a)と(c-1)の義務に限定される⁸。また本条はプロバイダの一般的監視義務を導くものではないと規定されている。

また、各国は「オンライン・コンテンツ・シェアリング・サービス・プロバイダ」が上記の公衆送信に関する権利の許諾を得た場合には、その許諾には、非営利または著しい利益をもたらさない程度で行われる利用者の公衆送信等の行為についても含まれることを規定しなければならない。また表現の自由を保障するために権利制限によって適法とされている利用者の行為の確保を目指した規定も置かれ、引用・批評・レビュー、カリカチュア・パロディ・パステーションについては明に挙げられて、各国がこれらを可能ならしめるように規定するものとされている。さらに各国は、アップロードされたコンテンツの削除／アクセス無効化に関して生じた紛争において、利用者が使うことのできる苦情／救済メカニズムをプロバイダが整備することを規定することや、裁判外の紛争解決メカニズムの利用を確保しなければならない。これに関連して、プロバイダの決定や処理の方法や、また権利制限に相当する行為の可能性についての利用契約での通知など、プロバイダがなすべきことが規定されている。

各国は、プロバイダと権利者の間の協力に関するベストプラクティスを検討する対話のための組織を設置し、利用者関連団体を加えた3者との協議によって、本条のガイダンスをまとめるとされている。

元の欧州委員会提案では、著作物等の違法なアップロードへの対策として、アップロードされるコンテンツをプロバイダが監視／フィルタリングする義務を負うような規定が置かれ、反射的に表現の自由の浸食が懸念されていたが、合意指令案ではプロバイダの一般的監視義務を導くものではないことが明定され、一定の権利制限との関係を規定することで表現の自由への制約への懸念も軽減しようとしている。プロバイダの果たすべき義務については概ねで見れば多少の軽減がなされたとは言えるだろうが、依然、違法コンテンツに対して積極的な対応を求められている。

様々な政治的な動きが背景にあるものと想像されるが、本条の規定は欧州委員会提案に比較して各段に複雑である。欧州委員会提案では置かれていなかった「オンライン・コンテンツ・シェアリング・サービス・プロバイダ」の概念とその定義は、主体を明確化、限定的にしようとする努力によるものだろうが、義務を負うプロバイダへの該当性を自らが判断するには悩ましい場合がありそうであるし、該当する場合に具体的に何をなすべきかについては詳細な分析が要る。権利制限による行為の確保に関しても、各国法で権利制限の範囲や解釈が多少なりとも異なるだろうことを考えると、汎欧州でビジネスを展開するプロバイダは、法遵守のために頭を悩ませるのではないだろうか。

ベストプラクティスのためのガイダンス作りによって、実務的に積み上げがなされていくだろうが、指令成立後に各国での立法と司法解釈を経て、欧州中央裁判所での判断を待たなければ明確にならない部分がありそうであり、本条の目指す社会の規律が安定するには相当の時間がかかるのではなかろうか。

⁸ 毎月の域内での平均アクセス者数が 500 万人を超える場合には、権利者からの通知に従って将来のアップロード

3. その他の規定

総じていえば、ライセンス環境を整備するための条項が多い。以下にかいつまんで幾つかを紹介する。

(1) 文化遺産のための機関による、商業的利用のなされていない著作物等の使用 (8条～10条)

商業的利用がなされていない状態の著作物等について、一定の使用を許容するための権利制限の規定や、集中権利処理団体の利用を促進するためのいくつかの規定が置かれている。

(2) 拡大集中許諾の許容 (12条)

権利を預けていない権利者の権利について集中権利処理団体が取り扱うことを、一定の要件の下で各国が許容することができる。拡大集中許諾は、教育や文化資産の活用において有効であるとの説明がなされている。この規定は、閣僚理事会の修正案でのみ提案されたが、程度や内容の差はあれ拡大集中許諾制度を有する加盟国が複数あることに配慮されているものと考えられる。

(3) ビデオオンデマンド・プラットフォーム上の視聴覚著作物へのアクセス／利用可能性についての交渉メカニズム (13条)

各国は、ビデオオンデマンド・サービスで視聴覚著作物を利用可能にするためのライセンス契約で困難に直面している当事者に、当該国によって設立された公平な機関や調停の支援を受けられるようにしなければならない。

(4) パブリックドメインにある視覚芸術の取扱い (14条)

保護期間の満了した視覚芸術の著作物からの複製によって生じたものは、著作権・著作隣接権の対象でないことを、加盟国が規定すべしとされている。文化遺産の複製に関する権利制限に関連して、欧州議会から提案されていたところ、別条項として規定された。何を今更と思われる条項だが、パブリックドメインにある視覚的著作物の取扱いについて各国での相違があるとされている(前文 53)。(誤解のない)パブリックドメイン著作物等の利用促進も念頭に置かれている(前文 3)。

(5) 著作物／実演の利用契約における公正な報酬 (18条～22条)

著作物／実演の権利をライセンス／譲渡した者から、その利用にかかる収入や報酬に関する情報を、著作者／実演家が定期的に受け取ることができるようにするための各国義務、著作物や実演が利用されない場合の契約の取り消し、紛争解決等について規定されている。

本指令の各規定の加盟各国での施行は、指令成立後、2年以内とされている(26条)。

本指令までに施行されている関連のある指令は、以下の通りであり、本指令を厳密に解釈するためには、これら指令を踏まえることが必要である。今後の研究に期待したい。

プロードを妨げるために最善を尽くさなければならない。

- ・ 96/9/EC データベースの法的保護に関する指令⁹
- ・ 2000/31/EC 情報社会サービス、とりわけ電子商取引に関する指令¹⁰
- ・ 2001/29/EC 情報社会の著作権等のハーモナイズに関する指令¹¹
- ・ 2006/115/EC 貸与権に関する指令¹²
- ・ 2009/24/EC コンピュータ・プログラムの法的保護に関する指令¹³
- ・ 2012/28/EU 孤児著作物の利用に関する指令¹⁴
- ・ 2014/26/EU 著作権集中処理及び音楽著作物のオンライン利用による複数領域でのライセンスに関する指令¹⁵

以上

⁹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex:31996L0009>

¹⁰ <https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32000L0031:en:HTML>

¹¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32001L0029>

¹² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex:32006L0115>

¹³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX%3A32009L0024>

¹⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32012L0028>

¹⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32014L0026>